

お客様各位

福島信用金庫

口座開設をされるお客様へのお願い

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、近年、預金口座を悪用した特殊詐欺等の犯罪行為が数多く発生し、社会問題となっていることから、こうした犯罪を未然に防止するため、新たに口座を開設されるお客様に下記の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.本人確認のお願い

(1)個人のお客さま

- ・口座を開設されるご本人様の本人確認をさせていただきます。
- ・運転免許証またはマイナンバーカードなど、ご本人様であることが確認できる顔写真付きの書類をご提示ください。
- ・本人確認の際、ご本人様のご職業や口座の開設目的等をお伺いする場合がございます。
- ・ご本人様以外の方がご来店される場合は、口座を開設される方の本人確認に加え、ご来店された方ご本人様の本人確認が必要です。また、口座を開設される方とご関係を確認できる書類のご提示をお願いさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(2)法人のお客さま

- ・口座を開設される法人の組織について確認させていただきます。
- ・履歴事項全部証明書など、法人の組織が確認できる書類をご提示ください。その際、法人の実質的支配者の氏名、住所、生年月日等をお伺いいたします。（実質的支配者とは、議決権を25%超保有するなど、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人の方を言います。）
- ・併せて実際にご来店され取引をされる方（個人）の本人確認もさせていただきます。本人確認の際、口座の開設目的のほか、具体的な事業内容や全役員の方の生年月日や住所等についてお伺いする場合がございます。
- ・窓口で口座開設のご相談をいただく場合、口座開設にあたり当金庫所定の確認を行わせていただくため、お申し込みから口座開設まで概ね1週間程度を要しますことを、あらかじめご了承ください。

2.口座の開設は、最寄りの当金庫窓口にてお申込みください。

- ・口座の開設は、「ご自宅」「勤務先」「事業所」に近く、ご利用に便利な最寄りの当金庫窓口にてお申込みください。
- なお、ご住所が遠隔地のお客さまについては、口座開設の経緯・理由等をお伺いする場合があります。

3.複数の普通預金口座を開設することはご遠慮ください。

- ・既に当金庫に普通預金口座をお持ちの場合、新たな普通預金口座の開設の経緯・理由等をお伺いするとともに、口座の開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4.他人になりすましての口座開設や開設した口座の売買・譲渡(譲受)・レンタルは法律により禁止されています。

- ・他人による口座の利用や、譲渡等を目的とした口座開設は、お断りさせていただきます。
- ・口座開設後に、預金規定に違反する場合や、不自然なお取引・違法行為につながる取引であると判断した場合には、お客様に通知することなく口座の利用停止や解約をさせていただくことがあります。また、今後のお取引をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5.留意事項

- ・総合的な判断により、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- ・ご提示いただいた書類等の写しは、ご返却いたしませんのでご了承ください。

以上